

「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領」 の一部改正について

1 趣旨

「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領」に定めた「特別部会」に関する事項について、「審議会から付議された専門的事項」以外に関する事項の調査及び検討を行えるよう当要領の一部改正する。

※ 当要領は、北海道景観条例第 31 条第 1 項第 1 号に基づくもの

2 改正理由について

平成 31 年(2019 年) 3 月に見直した「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組である「景観行政と関係施策との連携」に伴い、審議会委員の意見を踏まえた取組が必要であることから、当要領で定める「特別部会」にて実施するために一部改正を行う。

※ 「重点的な取組」とは、「基本方針 1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づくもの

3 改正案について

要領の改正案について、別添「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領（案）」のとおり改正することとしたい。

【改正点】

要領第 2 条第 3 項で定める「特別部会」に、「その他会長が必要と認めた事項を調査検討する。」を追項する。

「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領」の一部改正に係る新旧対照表（案）

	(新)	(旧)	改正理由
(趣旨)	第1条 この要領は、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）の部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要領は、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）の部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	
(部会の区分)	第2条 部会は、審査部会及び特別部会とする。 2 審査部会は、北海道景観条例（以下「条例」という。）第24条の規定による知事の意見聴取に係る事項を審議する。 3 特別部会は、次の事項を所掌する。 一 条例第31条第1項第1号に定める事項のうち、審議会から付議された専門的事項を調査審議する。 二 その他会長が必要と認めた事項を調査検討する。 4 特別部会は、会長が特に必要と認めた場合に設置する。	第2条 部会は、審査部会及び特別部会とする。 2 審査部会は、北海道景観条例（以下「条例」という。）第24条の規定による知事の意見聴取に係る事項を審議する。 3 特別部会は、条例第31条第1項第1号に定める事項のうち、審議会から付議された専門的事項について調査審議する。 4 特別部会は、会長が特に必要と認めた場合に設置する。	庁内連携に係る特別部会を設置するため、第2条第3項を改正する。
(組織)	第3条 部会は、部会員（部会長を含む。以下同じ。）5人以上7人以下で組織する。	第3条 部会は、部会員（部会長を含む。以下同じ。）5人以上7人以下で組織する。	
(部会長)	第4条 部会長は、部会を代表し、議事その他部会の事務を総理する。 2 部会長に事故があるときは、部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	第4条 部会長は、部会を代表し、議事その他部会の事務を総理する。 2 部会長に事故があるときは、部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	
(部会の会議)	第5条 部会の会議は、部会長が招集する。 2 部会は、部会員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。	第5条 部会の会議は、部会長が招集する。 2 部会は、部会員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。	
(書面による表決)	第6条 やむを得ない理由のため会議に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事案について書面をもって表決することができる。 この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、その部会員は出席したものとみなす。	第6条 やむを得ない理由のため会議に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事案について書面をもって表決することができる。 この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、その部会員は出席したものとみなす。	
(報告)	第7条 部会長は、審議の結果を審議会に報告しなければならない。	第7条 部会長は、審議の結果を審議会に報告しなければならない。	
(審査部会の審議の結果の特例)	第8条 審議会は、条例第24条に係る事案については、審査部会の審議結果をもって、審議会の意見とする。	第8条 審議会は、条例第24条に係る事案については、審査部会の審議結果をもって、審議会の意見とする。	
(雑則)	第9条 この要領に定めるもののほか、部会の議事その他の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。	第9条 この要領に定めるもののほか、部会の議事その他の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。	
附 則 (施行期日)	1 この要領は、平成20年7月18日から施行する。 この要領は、令和元年 月 日から施行する。	1 この要領は、平成20年7月18日から施行する。	施行日を追加する。
(北海道美しい景観のくにづくり審議会部会設置要領)	2 北海道美しい景観のくにづくり審議会部会設置要領は、廃止する。	2 北海道美しい景観のくにづくり審議会部会設置要領は、廃止する。	

北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）の部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の区分）

第2条 部会は、審査部会及び特別部会とする。

2 審査部会は、北海道景観条例（以下「条例」という。）第24条の規定による知事の意見聴取に係る事項を審議する。

3 特別部会は、次の事項を所掌する。

一 条例第31条第1項第1号に定める事項のうち、審議会から付議された専門的事項を調査審議する。

二 その他会長が必要と認めた事項を調査検討する。

4 特別部会は、会長が特に必要と認めた場合に設置する。

（組織）

第3条 部会は、部会員（部会長を含む。以下同じ。）5人以上7人以下で組織する。

（部会長）

第4条 部会長は、部会を代表し、議事その他部会の事務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、部会員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（書面による表決）

第6条 やむを得ない理由のため会議に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事案について書面をもって表決することができる。この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、その部会員は出席したものとみなす。

（報告）

第7条 部会長は、審議の結果を審議会に報告しなければならない。

（審査部会の審議の結果の特例）

第8条 審議会は、条例第24条に係る事案については、審査部会の審議結果をもって、審議会の意見とする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の議事その他の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年7月18日から施行する。

この要領は、令和元年 月 日から施行する。

（北海道美しい景観のくにつくり審議会部会設置要領の廃止）

2 北海道美しい景観のくにつくり審議会部会設置要領は、廃止する。

北海道景観条例 ～抜粋～
(平成 20 年北海道条例第 56 号)

第 3 章 北海道景観審議会

(設置)

第 30 条 北海道における良好な景観の形成の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 31 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、良好な景観の形成の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又は北海道屋外広告物条例（昭和 25 年北海道条例第 70 号）の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、良好な景観の形成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 32 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 33 条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 34 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 35 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 36 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第 37 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。